



NEWS LETTER

NPO法人
ウィメンズネット

「らいず」



DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

お互いの体験を語り、支え合う場に

「らいず」が自助グループ組織化を働きかけ

NPO法人ウィメンズネット「らいず」は2007年度、活動の柱としてDV被害当事者と支援者のエンパワーメント事業（日本財団助成）に取り組んでいます。その具体的な目標のひとつが、当事者同士がお互いの体験を語り、支え合う場である自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の立ち上げです。実現すれば、DV被害者の自助グループとしては、県内で初めての組織となります。



その最初の試みとして総会の終了後、「DV、子育て体験を通して考えること」をテーマに、研修交流会を開きました＝写真。子ども連れのお母さんのために、子どもたちが自由に遊べる託児室を設けました。託児の取り組みは、「らいず」として初めての試みです。

ゲストスピーカーは被害当事者である2人のお母さんと、子育て奮闘中の茨城大学教授の渋谷敦司さん。当事者はそれぞれ暴力を受けて夫の顔色を伺ったかつての暮らし、そして子どもと一緒に家を出て新生活のスタート、執拗な夫の追跡、当事者の意思が汲み入れられにくい調停・裁判のあり方など直面してきた問題を率直に、そして前向きに語りました。

育児休業を取得するなど父親として子育てに向き合ってきた渋谷さんは、育児支援が長年の研究テーマです。「育児相談の専門家や学校の先生の『育児はこうあるべき』というあるべき理論でなく、同じ子どもを育てている親としてお母さんたちからのアドバイスに励まされ、実体験に支えられた」と自己の貴重な体験を披露。

ブログには母親による育児日記などが公開されていて、

電話・面接相談に有効活用

市町村のDV窓口調査

地域ネットワーク部会は、前年度末から本年4月にかけて、行政窓口との迅速な連携を図ることを目的に、県内市町村DV窓口調査を実施しました。「ヘルプライン」発足当初、相談員のため「被害者支援対応の手引き」を作成し、主な市町村窓口の調査をしましたが、今回の調査は県内全域に徹底したものです。相談員の必携資料として活用、冊子化して各市町村にも配布、互いに活用していただきたいと考えています。

今回の調査では、DV担当窓口が全く設置されていないところもあるなど、まだまだ啓発の必要性があると再認識しました。支援する側として常に感じることは、被害者の自立支援体制が確立されていないことです。今後は民間と行政が支援内容のすみ分けを明確にし、被害者にとって有益で効率的な支援が円滑に運営されるよう双方が努力をしていくことが大切であると感じています。今後も支援活動を展開する上で必要とされるツールや支援内容の創出に努め、被害当事者のエンパワメント（力を取り戻す）のために共に歩んでいきたいと思ひます。
(城倉)

子どもの具合が悪くなったときなどの緊急時に、経験に基づくその情報が大いに役立った、と話し、「DVと同様に、子育て分野においても当事者間の援助、情報交換は欠かせない」と自助グループの重要性を指摘しました。

同じような生きづらさ、困難な問題を抱える人たちが体験を語り合い、情報交換することによって新たな生き方を探ろうとするのが自助グループです。「らいず」は年間事業を通して、当事者である女性たちと相互理解を深め、組織化に努める考えです。
(三富和)

「らいず (RISE)」

- R** : Right (権利)
- I** : Independence (自立)
- S** : Share (分かち合い)
- E** : Empowerment (力をつける)

電話やファクス、メールも禁止事項に

DV防止法二次改正が来年1月に施行

内縁を含む配偶者の暴力から被害者を守る「ドメスティック・バイオレンス(DV)防止法」は、議員立法として第二次改正法が成立し、来年1月11日から改正法が施行になります。

内閣府が昨年秋に行った被害当事者に対するアンケート調査では、DV被害者である配偶者が加害者のもとを離れて生活を始めても、約半数が電話やメールがくるなどして、加害者からの追跡に悩んでいるという実態が明らかになっています。

そのため、今回の改正では身体的な暴力だけでなく、電話やファクス、メールなど言葉による脅迫行為も、将来「生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」と認められる場合は保護命令の対象となります。被害者が執拗な追跡行為に悩んできた電話やメールによる接触、嫌がらせ行為も禁じられることになり、当事者と支援者の意見を取り込んだ見直し内容です。

第二次法改正の柱は、裁判所が出す保護命令の対象となる配偶者からの暴力に、身体的な暴力のみではなく、「生命・身体に対する脅迫行為」が加えられたことで、言葉による脅迫行為にも、保護命令が出せるようになりました。さらに、被害者本人だけでなく、被害者の親族や関係者の一部にも、保護命令の対象を拡大し被害者からの申し立てにより、裁判所が接近禁止命令を発することができるようになりました。

これまで加害者が、被害当事者の親族や知人のもとを訪ねては脅迫し、事件を引き起こすなどしてきただけに、接近禁止命令の対象者の拡大は成果です。(三富和)

自助グループ立ち上げへの第1歩

スタッフ研修で役割と運営を学ぶ

いばらき被害者支援センター事務局長の照山美知子さんを招いて、「らいず」は自助グループ立ち上げを目標に、スタッフ研修を7月14日に開きました=写真。



同センターが、交通事故遺族を対象に自助グループ「よつばのクローバー」の活動を始めたのは2003年。照山さんは、自助グループが果たす役割や回復への効果、設立・運営に際しての具体的な心得や留意点などについて講義。

「心の傷からの回復の過程には、被害者共通のものがあがり、安心して自分のことを話せる場、何を話しても非難されない場が必要とされる。それこそが自助グループの意義である」と強調しました。

自助グループへの期待は、①仲間がいることで孤立感が軽減する②時間が経過した被害者の回復した姿を見ることで、新たに被害を受けた人も希望が持てるようになる③自分の体験談が他の被害者に役立つことを実感し、自尊心を取り戻せる④社会や人への信頼感を取り戻し、対人関係を再構築することができる⑤精神的な側面や法的な支援などを含めあらゆる面での情報交換ができる、ことなどをあげました。

今後「らいず」の課題は、ファシリテーターの育成。「自助グループができたらず必ず参加します!」という当事者の声が、背中を強く押してくれていることを忘れずに、さらなる研修に臨みたいと思います。(白井)

サポート日記

毎朝、通勤途中、ランドセルの列の間から小さい手が振られ、「よし今日も元気だ、よかった」と思う。職場に着くと「はぁしいもとおさぁーん」と私を呼ぶ可愛い大きな声が、朝の静かな地域に響きわたる。見ると部屋の窓から身を乗り出し、手を振ってくれている。何事もなく朝を迎えられていることが確認できて、平和な気持ちになる瞬間だ。

家族を励ます地域の輪

地域ネットワーク部会 橋本恵美子

私の職場が、偶然にもAさん家族が住む家の近くであったことから、Aさん一家との交流が始まりました。子どもたちは初対面のときから大はしゃぎ。それを見ていたお母さんとも、すぐに距離が縮まりました。

職場が幸いにも福祉関係であったので、私は、常日ごろからDVについての啓発を心がけていました。それが徐々に功を奏し、Aさん家族の“万が一”に備えて協力体制を取ってもらえるまでになりました。しかし、それ以上に素晴らしいのは、地域住民の皆さんです。自治会長さん、お母さんの友人も含め、大勢の近所の方々、サポートのネットワークを作りました。お互いに遠慮せず、みんなで一家を守ろうと声をかけあい、横のつながりがとても強くなったのです。小さなつながりが大きな力になることを実感しました。

この秋、私は職場が変わることになったのですが、あまり大きな心配はしていません。みんなの目がいつも光り、見守っているのがよく分かるのです。まさに、地域の力を当事者自らが切りひらいたモデルケース。今後も時々お邪魔しながら、地域の力を共有しようと思います。

自然がいっぱい、川遊び アウトドア交歓会

2007年8月18日

昨年に続いて2回目のアウトドア交歓会を県北地域の川原で開催しました。天候が一番の心配だったのですが、今年の暑さの中でただ一日雨が降り涼しかったのではないかと、大人には心地よい天気。地元のボランティアのバックアップと、ご厚意で無事楽しく、無事故に終えることができました。

朝方、雨がちらつき、ちょっと不安な空模様は、水に入った子どもたちには少し寒かったかもしれませんが、あったかいお昼のカレーとバーベキューのお肉がことさらおいしかったのではないかと思います。

自立したとはいえ、日ごろ大変な思いをして暮らしているお母さんと、そんなお母さんと一緒に楽しいことも我慢しがちになっているかもしれない子どもたち、それに「らいず」メンバーの、心と体のリフレッシュが企画のねらいです。

子どもたちの元気な様子を見ることは、何より私たち大人の元気のみなもとです。お母さん同士の連携が、自助グループへの一歩へつながっていけばと願っています。

(大和田)

川を楽しむ会は、地元の県北地区の山奥を水源とし、全長18*の川をテーマに「楽しめる川にしよう。そのためのプロセスを楽しもう」と10年前から活動している。

ホタルやヤマメ・イワナ・あゆなど多くの魚が生息、秋にはサケの遡上も見られる。そんな川も藪におおわれていて、まず、川沿いを歩けるようにしようと草刈りやゴミ拾いから活動は始まった。

寄稿

美しい川を交流の場に

地元の「川を楽しむ会」 福地 伸さん

川がきれい身近になると川に入って遊びたくなった。こうして始まったのが「川まるごと体験」。水生生物調査、手作りいかだなど川遊びは小学校の総合学習にも取り入れられ、今年で4年目。

昨年「らいず」の子どもたちを受け入れて、県内各地からも多くボランティアの方々にも来ていただき、交流の輪が広がりつつあるのはうれしい限り。

子どもたちが夢中になって、普段見せない表情を見せるのも、それを見つめる親の視線にも「驚きと愛情と喜び」があふれ、自然の中での様々な体験を通して絆を深めている。



▲甘口、辛口一好みのカレーライス进行味わう



▲会員のサポートで、ちびっこのかだ下りも安心



▲川原に張ったテントわきでの昼食づくり



▲地元の人たち手づくりのかだで川下り



▲地元のサポーター、福地伸さんのリードで準備運動



▲サイズの合ったライフジャケットをつけて



▲テントの中で、石にお絵描き

「くらし活動基金」から助成

生活協同組合パルシステム茨城

パルシステム茨城（ハイコープ）が今年から始めた「くらし活動助成基金」に「らいず」が選ばれ、8月9日に水戸市内で贈呈式が行われました。＝写真。



助成金は50万円。基金助成の対象は、自主的な市民活動を展開している団体で、すでに活動をしている団体に対するチャレンジ部門とこれから活動を始めようとする団体に向けたスタート部門に分かれ、それぞれが高い競争率となりました。

「らいず」は、DV被害当事者の自立サポートへの取り組みが評価され、チャレンジ部門での助成となりました。同基金の魅力は、従来の助成金では対象とならなかった家賃などの固定費を、助成額の半分まで含めることができる点です。

初の応募には、両部門合わせて49団体の申請があり、①地域への貢献度②独創性③計画の実現性④どれだけ多くの方が参画しているか⑤将来の発展性一などの厳しい審査基準を経て助成を受けることができました。チャレンジ部門応募総数は36団体でした。被害者家族の自立へ向けたサポート事業の充実のために、大切に活用していきます。

（臼井）

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

「DV被害当事者と歩む

一当事者と支援者のエンパワーメント事業」

日本財団助成 2か年継続で

前年に引き続き、本年度も日本財団から助成金を受けることができ、エンパワーメント事業に取り組んでいます。事業は、①自助グループ発足に向けた研修②支援者向けスキルアップ講座の開催③被害当事者と子どもたちを対象としたアートセラピイの3つの柱です。昨年の連続講座の実績が評価され、2年連続での助成となりました。

スキルアップ講座は、9月2日、23日に、それぞれ講師に池田ひかりさん（女性の安全と健康のための支援教育センター運営委員）、中島幸子さん（レジリエンス代表、DVコンサルタント）を迎え、水戸市国際交流センターで実施しています。

今後は、自助グループ活動の視察研修、1月27日に水島広子さん（精神科医）を迎えての講座があります。当事者の方々の参加も私たちの大きな励み。研修を通じて、支援の原点を深めたいと思います。（坂場）

地域の取り組み

◆ジューンらいずひたち

日立市・女性センターで開催されたDV相談関係機関による公開討論会に、今年8月も参加しました。民間組織として抱えている問題点や課題を提示しながら、DV被害当事者の自立支援を充実させていくことが、さらに今後重要であると訴えました。行政と民間の連携強化には、双方の支援スキルの向上、情報提供はもちろん、加害者プログラムや若年層への教育に関する発案・要望なども大切です。支援施策の充実に向け、市の行政機関への働きかけも行っていきます。（岡部）

◆WESTらいず

「女性と子どもの人権を守る」という観点に立ち、主に啓発活動に努めてきました。今後特に若者たちがDVの被害者にも加害者にもならないためには未然防止が大切と、「デートDV」防止プログラムに取り組み、防止、啓発活動を展開したいと思っています。1月下旬には茎崎高校で出前講座を予定しています。若者だけではなく大人たちにも子どもを守るために「デートDV」の啓発活動は必要です。いろいろな機会に出前講座でDVの啓発活動をしていきます。今年度から協力者を募り、相談電話に向けての準備部会も発足させる予定です。（中条）

部会・事務局だより

☆ヘルプライン部会

県内各地に散らばるスタッフを束ねながら運営しているヘルプライン部会。今後の課題は、いかに人材を増やし骨太の組織にしていくか。スキルアップ研修の機会などを有効に活用しながら、育ちつつある木がさらに伸びるように努め、新たな人材も発掘していかなければと感じています。（大串）

☆セイフティらいず運営部会

しばらく利用者がなく、よいことなのか、と思いながらも、いつでも利用者を迎えられるように、定期清掃と備品の点検は欠かせません。「ここへきて安心できた、ゆっくり眠れた」と感じていただけるよう、安らげる空間づくりに常に心がけ、緊急時の対応にも万全を期しています。（三村）

☆事務局（会計中間報告 07.8月現在）

会費の入金状況は、会員94人中、入金済みは77人。いつもと同じく賛助会員の入金額が少なくなっています。先日のお便りに振りこみ用紙を同封しましたので、未だ入金されていない方はよろしくお願ひします。（鴈野）

「DV被害者サポーターの手引き」を発刊

「らいず」は日本財団の助成を受けて昨年取り組んだ「DV被害をのりこえる」連続講座の記録を含め、DV被害者支援に欠かせない基本的な知識や情報をまとめた手引書を発刊しました。サイズはA5判、76頁。購読希望の方は、事務局（Tel029-221-7242）へ問い合わせ・申し込みください。

☆活動を支える応援をお願いします☆
 会 員／年会費 3000円
 賛助会員／1口 2000円
 寄付、カンパも受け付けています。
 口座番号：0130-8-43717
 加入者名：ウィメンズネット「らいず」